

東京労連女性センター第18回定期大会

建築設計支部いしずえ分会 伊藤ゆかり

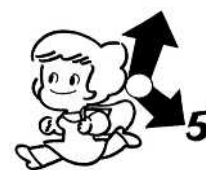
2009年10月31日(土)東京労働会館ラパスホールにて東京労連女性センター第18回定期大会が行われ各単産、地域女性センターの取組や、職場の状況が報告されました。

りそな銀行では女性が退職金を減額され労使協定で決めた事を反故にする行為は許せない、と発言。郵政産業労組では、仕事が厳密化し、日々の残業、マニュアルの完全把握と訓練で病気になった方もいる、お客様へのサービス低下も許せないと怒りの報告。

教職員組合では、産休明けに担任を外され、退職を迫り隔離、組合抗議後、組合委員長解雇29年争い裁判で勝利したが変わらない状態。他の高校でも組合潰して組合員教職員達の担任外し寒い廊下に一日中立たせる横暴、11年裁判で闘い勝利したが状況が変わらずの報告。都教組でも、83時間の時間外勤務、70%のうつ病、パワハラ、教職員の担任外し仕事を奪い、女性には、子供を生むな!の締め付け。自治労連では、夜の宣伝活動や20年間ものパワハラの報告。

医労連では、医者や介護の不足、看護師の処遇改善の運動と現状の報告。長時間労働と緊張の日々心身共に疲れ医療ミス危険、一緒に国や都に声を挙げて頂きたいと、切実な訴え。法律事務所では、女性の権利、労働者の権利のパンフ配りの報告。年金者組合では高期高齢者制度に「自分達の事は人任せにせず自分達で声を挙げよう」と仲間を増やし雨の中国会抗議行動。他に、NTT通信労組、全印総連、保育士等の職場の実態や活動報告がありました。建交労では全動労の争議と物品販売の紹介がされ、大会終了後完売。私の労働審判の報告も、自分の事のように声を挙げて賛同、終了後は「横暴な社長に負けないで頑張りましょう」と励まされました。

色々の職場で頑張っている仲間を知り、感銘し勇気づけられました。



労働基準法が改正されます (平成22年4月1日施行)

労働情報センターニュースより 労働基準法の一部を改正する法律の概要

長時間労働者の割合の高止まり等に対応し、生活時間を確保しながら働くことができるようにするため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

(1) 時間外労働の削減 時間外労働

<現在> 1か月の時間外労働 割増賃金 25% <改正後> ~4.5時間 割増賃金 25%
4.5時間超~ 労使で時間短縮・割増賃金率を引上げ (努力義務)
6.0時間超~ 割増賃金50% (法的措置) (注)

引上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

(2) 年次有給休暇の有効活用 日単位での年休取得

5日分は子の通院等の事由などに対応して時間単位での年休取得を可能とする。

(注) (1) 6.0時間を超える時間外労働に対して割増賃金を50%とする部分については、中小企業に対して猶予措置を講ずる。(1)のその他の部分及び(2)については猶予措置なし